

健康の森基本計画検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の三大谷戸の一つである健康の森について、その貴重な谷戸環境や緑地空間を恒久的に保全しつつ、都市機能の集積を図るため策定された健康の森基本構想をもとに、より具体的な計画としての健康の森基本計画の策定に関する事項を調査、検討を行うため、健康の森あり方検討会（以下「検討会」という。）に健康の森基本計画検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 健康の森基本計画の検討に関すること。
 - ① 自然環境の保全に関すること。
 - ② 地域活性化に資する利活用に関すること。
 - ③ 維持管理のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 部会は、部会委員12人以内で組織する。

- 2 部会委員は、検討会委員のうちから検討会の会長が指名した委員（以下「あり方委員」という。）及び臨時委員で構成する。
- 3 臨時委員は、地元地権者、地域住民、自然保護団体のうち、あり方委員が推薦した者をもって充てる。
- 4 部会委員の任期は、部会の任務が終了する時までとする。

(部会長)

第4条 部会に、部会長を置き、部会委員の互選により選任する。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第6条 部会長は、部会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(オブザーバー)

第7条 部会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、検討会委員で学識経験を有する者のうちから会長が指名した委員及び藤沢市まちづくり推進部まちづくりみどり推進課長をもって充てる。

3 オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

(検討会と部会の関係)

第8条 部会での決定事項は、検討会の議を経て確定するものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、まちづくり推進部西北部長後地区整備事務所において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年11月11日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に招集する部会は、第5条第1項の規定にかかわらず、検討会の会長が招集する。